

2026年度 公共建築工事品質確保技術者資格試験 募集要項

ホームページ：https://www.pbaweb.jp/business/quality_assurance/shikaku/

申込受付期間： 2026年6月8日（月）～8月7日（金）

資格区分： 公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ）・（Ⅱ）

募集対象者： 公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ）
A要件 発注関係事務に関する所要の経験
B要件 品質確保に関する所要の経験
公共建築工事品質確保技術者（Ⅱ）
A要件 発注関係事務に関する所要の経験を有する者

} の両要件を有する者

面接試験： 以下のいずれかの日時において、リモート会議形式で実施
面接試験日時は、WEB サイト上から受験者本人にご予約いただきます。
予約の方法については別途電子メールにてお知らせいたします。面接時間は30分を予定。

実施日： 10/3（土）、10/10（土）、10/17（土）、10/24（土）

時間帯： 10：00～、10：45～、11：30～、13：00～、
13：45～、14：30～、15：15～、16：00～、
16：45～

主催・運営： 一般社団法人 公共建築協会
協賛： 一般財団法人 建築コスト管理システム研究所

「公共建築工事品質確保技術者資格制度」について

1. 公共建築工事品質確保技術者資格制度の背景と目的について

一般社団法人公共建築協会は、2005(平成17)年4月よりに施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下「品確法」という。)」第7条及び第21条に基づき発注関係事務を適切に実施することができる者が育成されることを目的として、「公共建築工事品質確保技術者資格制度」(民間資格)を創設し、2010(平成22)年度より運用を開始しました。

本資格制度の創設により、公共建築工事の発注機関において発注関係事務を実施する職員の資質・能力の向上が図られるとともに、公共建築工事の発注機関が発注関係事務を適切に実施することができる者を活用する際の支援となることが期待されます。

2. 公共建築工事品質確保技術者の資格及び定義

公共建築工事品質確保技術者(以下「公共建築品確技術者」という。)には、(Ⅰ)及び(Ⅱ)の種別を設けています。公共建築品確技術者の認定を受けるには、資格試験に合格した上で登録を行う必要があります。

(公共建築工事品質確保技術者の資格制度に関する要綱第3条第2項)

公共建築品確技術者(Ⅰ)及び公共建築品確技術者(Ⅱ)の定義は、次のとおりとする。

- ① 公共建築品確技術者(Ⅰ)：公共建築工事の品質確保に関して高度な技術的専門知識と豊富な実務経験を有する者
- ② 公共建築品確技術者(Ⅱ)：公共建築工事の品質確保に関して技術的専門知識と実務経験を有する者

(参考) 公共建築品確技術者は、以下のような業務を行うことを想定しています。

業務区分 資格区分	総合評価落札方式等*の審査等	発注関係事務又はその支援業務
公共建築品確技術者(Ⅰ)	○	○
公共建築品確技術者(Ⅱ)	—	○

※「総合評価落札方式等」とは、総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式(価格以外の技術的要素について評価するもの)をいう。

業務内容		
総合評価落札方式等の審査等		総合評価落札方式等の審査 総合評価落札方式等の導入・制度検討の指導助言
発注関係事務	設計積算	仕様書及び設計書作成 積算
	技術審査	入札及び契約方法の選択 事業者の選定に関する評定事務
	監督	工事監督
	検査	工事検査 工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務

3. 手続きフロー

募集期間	募 集	2026年6月8日(月)～8月7日(金) ホームページ： https://www.pbaweb.jp/business/quality_assurance/shikaku/
		▽
	受験申込	以下の応募書類(⑥・⑦は該当者のみ)を用意し、申込用URL(p.4参照)からアップロード ①業務経歴証明書(Excel)、②業務経歴証明書(PDF)、 ③顔写真画像、④課題論文、⑤受験手数料振込金受領書、 ⑥資格証等の写し、⑦外部委員の委嘱状
審査期間		▽
	申込確認	面接試験日時予約の方法を記した確認メールを受験者あてに送信。
		▽
	書類審査	受験資格の有無について審査。
		▽
	面接日程予約	面接試験日程予約サイトのURLと予約が可能な期限を受験者あてに電子メール送信。 2026年10月3日、10日、17日、24日のそれぞれ10:00～12:00、13:00～15:00、15:15～17:15のうち都合のいい日時を受験者が予約。
		▽
	「受験票」送信	面接試験日の10日前までに、受験番号、面接試験日時等を記した「受験票」を受験者あてに電子メール送信。併せて、WEB会議招待メールを送信。
		▽
	面接試験	業務経歴・課題論文に係る確認審査、実務経験・知識・適格性等に係る口頭試験。
		▽
	合格発表	2026年12月上旬 ホームページで合格者の受験番号を発表 及び 合格者あてに電子メールにて通知。
登録期間		▽
	資格登録	合格通知受領の後、速やかに登録。 登録手続き方法は合格通知に記載。 ※合格日以降直近の4月1日から3年間有効
		▽
	資格認定	技術者証の交付(郵送)

「公共建築品確技術者」の受験手続き等について

1. 受験申込書等の受付について

※公共建築品確技術者（Ⅰ）と（Ⅱ）の併願はできません。

1) 受付期間

2026年6月8日（月）9：00～8月7日（金）23：59まで

2) 申込方法

事前に、下記「3）応募書類」に示す①～⑦の各書類（データ）をご準備ください（⑥・⑦は該当者のみ）。

そのうえで、下記申込用 URL にアクセスし、「受験申し込み」から申込みの申請をしてください。

申込み申請完了後に自動送信されるメールに、【受験番号】、応募書類提出用のリンク（URL）、パスワードが記載されています。そのリンクにアクセスして下記「3）応募書類」に示す①～⑦の各書類をアップロードしてください。

[申込用 URL] <https://pbaweb.xsrv.jp/apppbaga/>

[QR コード] →



※万一、企業のセキュリティ設定などでこのリンクからアップロードが出来ない場合は、個人の（ご自宅の）PC やスマホからアップロードするか、品確技術者資格担当までご連絡ください。

※ 提出された個人情報等は、当協会の個人情報に関する基本方針に則り適切に保管し、試験の実施及び申込者との連絡の目的以外には使用しません。

3) 応募書類

以下の応募書類のうち、①業務経歴証明書及び④課題論文の様式は、ホームページ（https://www.pbaweb.jp/business/quality_assurance/shikaku/）からダウンロードして下さい。

① 業務経歴証明書（Excel 形式）

② 業務経歴証明書（PDF 形式）

- Excel 形式の業務経歴証明書（①）と、これをプリントアウトしたものを、現在所属する（又は当時所属していた）機関で証明を受け、本人及び当該機関の責任者の押印があるものをスキャンした PDF 形式のファイル（②）の両方を提出して下さい。
- 記載された業務経歴が事実と異なると認められた場合は、合格又は登録が取り消されることがありますのでご注意下さい。
- 公共建築品確技術者（Ⅰ）の受験を申し込む場合は、受験資格 B 要件に該当する資格の⑥資格証（PDF 形式）も併せて提出して下さい。
また、受験資格 B 要件 オで申請する場合は、⑦外部委員の委嘱状（PDF 形式）も併せて提出して下さい。

③ 顔写真画像

- カラー、6 か月以内撮影、正面、無帽、無背景とし、スナップ不可。
- JPEG 形式（推奨）又は PNG 形式とし、縦 236 ピクセル×横 197 ピクセル（200dpi で 30mm×25mm）以上とする。
- 面接時の本人確認に用いるほか、合格して資格登録する際には、技術者証の顔写真データとします。

- ④ 課題論文 (p. 8 「4. 課題論文」参照)
- ・ 課題論文の様式はホームページからダウンロードして下さい。
 - ・ Word 形式又は PDF 形式のファイルを電子メールで提出して下さい。
- ⑤ 受験手数料振込金受領書
- ・ 受験手数料 (p. 10 「5. 受験手数料」参照) の振込金受領書の画像データ (JPEG 形式、TIFF 形式又は PDF 形式。PC・スマートフォンのスクリーンショットも可)。
 - ・ 振込先： みずほ銀行 新川支店
(普) 1052150
一般社団法人 公共建築協会
- ⑥ 資格証
- ・ 公共建築品確技術者 (I) の受験を申し込む場合に提出。
 - ・ 一級建築士、建築設備士、電気主任技術者 (第一種、第二種、第三種)、建築積算士又は 1 級施工管理技士 (建築、電気工事、管工事) の資格証の写し (PDF 形式)。
- ⑦ 外部委員の委嘱状
- ・ 業務経歴証明書に受験資格 B 要件 (オ) の経験を記載した場合に提出。
 - ・ 業務経歴証明書記載した委員の委嘱状の写し (PDF 形式)。

2. 受験申込確認、面接試験日の予約等について

- ・ 申込書類の受信を確認した場合、受付けた旨及び面接試験日時予約の方法について記した「受験申込確認」メールを送信します。申込み後、1 週間経っても「受験申込確認」メールが届かない場合は、品確技術者資格担当までご連絡ください。
- ・ 面接試験の受験資格を満たすと認められた方には、面接日程の予約サイト*の URL と予約が可能な期限を電子メールでお伝えします。なお、8 月末に電子メール送信する予定ですので、9 月になっても届かない場合は、品確技術者資格担当までご連絡ください。
- ・ 受験資格を満たす全受験者の面接日時予約が完了した後、受験番号、面接試験日時、WEB 会議へのアクセス用の URL 等を記した「受験票」を電子メール送信します。さらに、WEB 会議参加のリンクを埋め込んだ Microsoft Teams の招待メールが送信されます。この 2 件の電子メールが、予約した試験日の 10 日前までに届かない場合は、速やかに品確技術者資格担当までご連絡ください。
- ・ 面接試験の受験資格を満たしていないと認められた場合には、その旨を電子メールでお知らせします。その場合、面接試験は受験できません。なお、その場合でも受験手数料は返還いたしませんので、事前に受験資格を十分確認して下さい。ご不明な点については、事前に品確技術者資格担当にお問い合わせください。

※面接試験日時の予約は (株) セレクトタイプが提供するサイト上で行っていただきま
す。予約の際には、氏名、生年月日、電話番号及び電子メールアドレスの入力が必要
になります。(株) セレクトタイプの「個人情報取扱方針 (privacy policy) 」
(<https://select-type.com/pp.php>) の「1. 個人情報の利用と利用目的について」
及び「2. 個人情報の第三者提供について」により、受験者に対して宣伝や勧誘のメ
ールが届くといったことはありません。その他同社の情報セキュリティ体制につい
ては、以下を参照してください。

- ・ 情報セキュリティ基本方針：<https://select-type.com/sec.php>
- ・ セキュリティ認証：<https://select-type.com/sec2.php>

3. 受験資格要件等

資格試験は、2026年6月30日現在で次の資格要件を満たす者を対象者として実施します。なお、公共建築品確技術者（Ⅰ）はA・Bの両要件でそれぞれ1項目以上、公共建築品確技術者（Ⅱ）はA要件で1項目以上該当することが必要です。また、各要件における経験年数は合算することができます。（次ページ参照）

区分	受 験 資 格 要 件	品 確 技 術 者 (Ⅰ)	公 共 建 築 品 確 技 術 者 (Ⅱ)
A 要 件	<p>ア) 公共工事の発注機関^(注1)における実務経験のうち、以下の①～②のいずれかの項目に該当する者。</p> <p>①公共建築工事（公共工事の発注機関^(注1)が発注する建設工事のうち、建築工事、電気設備工事、機械設備工事をいう。以下同じ。）の発注関係事務（品確法第7条に規定する発注関係事務をいう。以下同じ。）に指導的立場^(注2)で5年以上の経験を有する者。</p> <p>②公共建築工事の発注関係事務に担当者として12年以上の経験を有する者。</p> <p>イ) 建設コンサルタント等^(注3)における実務経験のうち、以下の①～⑧のいずれかの項目に該当する者。</p> <p>①公共建築工事の設計業務、積算業務、監督業務又は検査業務（以下、「設計業務等」という。）の管理技術者（当該業務に係る契約の履行に関する管理及び統括を行う者をいう。以下同じ。）として5年以上の経験を有する者。</p> <p>②公共建築工事における総合評価落札方式（品確法第3条第2項に規定する「価格及び品質が総合的に優れた内容の契約」を前提とした入札方式をいう。以下同じ。）に係る技術審査業務^(注4)の管理技術者として5年以上の経験を有する者。</p> <p>③公共建築工事の設計業務等における総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式（価格以外の技術的要素について評価するものをいう。以下、同じ。）に係る技術審査業務^(注4)の管理技術者として5年以上の経験を有する者。</p> <p>④公共建築工事におけるCM業務^(注5)の管理技術者として5年以上の経験を有する者。</p> <p>⑤公共建築工事における発注関係事務を支援する業務の管理技術者として5年以上の経験を有する者。</p> <p>⑥公共建築工事における事業促進PPP^(注6)の管理技術者又は主任技術者^(注7)として5年以上の経験を有する者。</p> <p>⑦公共建築工事の調査業務又は設計業務において、総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式により発注された業務の管理技術者又は主任技術者^(注8)として5年以上の経験を有する者。</p> <p>⑧①～⑦の業務の担当技術者として12年以上の経験を有する者。</p> <p>ウ) 建設業許可業者における実務経験のうち、以下の①～②のいずれかの項目に該当する者。</p> <p>①公共建築工事の主任技術者（建設業法第26条第1項に定める者をいう）又は監理技術者（建設業法第26条第2項に定める者をいう。以下同じ。）として5年以上の経験を有する者。</p> <p>②公共建築工事の施工管理に関する担当者として12年以上の経験を有する者。</p>	1 項 目 以 上 該 当	1 項 目 以 上 該 当

B 要件	品質確保に関する経験の要件	<p>一級建築士、建築設備士、電気主任技術者（第一種、第二種、第三種）、建築積算士又は1級施工管理技士（建築、電気工事、管工事）の資格を有し、かつ、以下の要件のうち1項目以上に該当すること。</p> <p>ア) 公共工事の発注機関^(注1)において、公共建築工事又はその設計業務等における総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式に係る審査事務に指導的立場^(注2)で2年以上の経験を有する者。</p> <p>イ) 建設コンサルタント等^(注3)における実務経験のうち、以下の①～⑦のいずれかの項目に該当する者。</p> <p>①公共建築工事における総合評価落札方式に係る技術審査業務^(注4)の管理技術者として2年以上の経験を有する者。</p> <p>②公共建築工事の設計業務等における総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式に係る技術審査業務^(注4)の管理技術者として2年以上の経験を有する者。</p> <p>③公共建築工事におけるCM業務^(注5)の管理技術者として2年以上の経験を有する者。</p> <p>④公共建築工事における発注関係事務を支援する業務の管理技術者として2年以上の経験を有する者。</p> <p>⑤公共建築工事における事業促進PPP^(注6)の管理技術者又は主任技術者^(注7)として2年以上の経験を有する者。</p> <p>⑥公共建築工事の調査業務又は設計業務において、総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式により発注された業務の管理技術者又は主任技術者^(注8)として2年以上の経験を有する者。</p> <p>⑦①～⑥のいずれかの管理技術者等を指導する立場^(注9)で2年以上の経験を有する者。</p> <p>ウ) 建設業許可業者における実務経験のうち、以下の①又は②のいずれかの項目に該当する者。</p> <p>①公共建築工事の総合評価落札方式において技術提案を作成した経験を有し、かつ総合評価落札方式により発注された公共建築工事の監理技術者として2年以上の経験を有する者。</p> <p>②①の監理技術者を指導する立場^(注10)で2年以上の経験を有する者。</p> <p>エ) 公共建築品確技術者（Ⅱ）の登録を行った者であって、B要件のア)～ウ)に掲げるいずれかの経験を1年以上有する者。</p> <p>オ) 公共建築工事又はその設計業務等における総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式に係る委員会の外部委員^(注11)としての委嘱された期間が1年以上ある者。</p>	1 項目以上 該当	不要
---------	---------------	--	-----------------	----

区分	経験年数の合算
A要件	<p>ア) ①、イ) ①～⑦及びウ) の①の経験年数は合算することができ、5年以上とする。</p> <p>ア) ②、イ) ⑧及びウ) ②の経験年数は合算することができ、さらに、ア) ①、イ) ①～⑦及びウ) ①の経験年数を2倍してこれに合算することができ、12年以上とする。</p>
B要件	<p>ア)、イ)、ウ) の経験年数は合算することができ、2年以上とする。ただし、エ) の場合においては、ア)、イ)、ウ) の経験年数は合算することができない。</p>

※経験年数の算定に当たって、同期間に複数の業務を担当した場合には、重複して期間を合算することはできない。

※ホームページ (https://www.pbaweb.jp/business/quality_assurance/shikaku/) 掲載の「業務経歴証明書記入例 (PDF)」に合算の例示がありますのでご参照ください。

- (注1) 公共工事の発注機関とは、入契法第2条第2項に規定する国、地方公共団体及び特殊法人等（首都高速道路（株）、新関西国際空港（株）、中間貯蔵・環境安全事業（株）、中日本高速道路（株）、成田国際空港（株）、西日本高速道路（株）、阪神高速道路（株）、東日本高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）、沖縄科学技術大学院大学学園、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、（独）空港周辺整備機構、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構、（独）国際協力機構、（独）国立科学博物館、（独）国立高等専門学校機構、（独）国立女性教育会館、（独）国立青少年教育振興機構、（独）国立美術館、（独）国立文化財機構、（独）自動車事故対策機構、（独）中小企業基盤整備機構、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構、（独）都市再生機構、（独）日本学生支援機構、（独）日本芸術文化振興会、（独）日本高速道路保有・債務返済機構、（独）日本スポーツ振興センター、（独）水資源機構及び（独）労働者健康安全機構）並びに国立大学法人、（独）国立病院機構、地方共同法人日本下水道事業団、地方道路公社法に基づく地方道路公社、地方住宅供給公社法に基づく地方住宅供給公社及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地開発公社をいう。
- (注2) 指導的立場とは、公共工事の発注機関^(注1)において当該事務を管理及び統括する立場をいう。
- (注3) 建設コンサルタント等とは、公共工事の発注機関^(注1)から建設コンサルタント業務等を受注した実績のある法人をいう。
- (注4) 技術審査業務とは公共建築工事又は公共建築工事の設計業務等の発注資料の作成から技術資料の分析・整理までの一連の業務をいう。
- (注5) CM業務とは、建設生産に関わるプロジェクトにおいて、コンストラクションマネージャー（CMR）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部又は一部を行うものをいう（平成14年2月：CM方式活用ガイドライン）。
- (注6) 「事業促進PPP」とは、事業促進を図るため、直轄職員が柱となり、官民がパートナーシップを組み、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験を融合させながら、事業全体計画の整理、測量・調査・設計業務等の指導・調整等、地元及び関係行政機関等との協議、事業管理等、施工管理等行う方式をいう（平成31年3月（令和3年3月一部改正）：国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン）。
- (注7) 「主任技術者」とは、事業促進PPPにおいて管理技術者のもとで業務の執行にあたり、主に技術上の管理をつかさどる者で、受注者が定めた者（管理技術者、担当技術者を除く）をいう。
- (注8) 「主任技術者」とは、総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式により発注された調査業務又は設計業務において、管理技術者のもとで業務の執行にあたり、主に技術上の管理をつかさどる者で、受注者が定めた者（管理技術者、担当技術者を除く）をいう。
- (注9) 指導する立場とは、当該管理技術者を管理及び統括する立場をいう。
- (注10) 指導する立場とは、当該監理技術者を管理及び統括する立場をいう。
- (注11) 外部委員とは当該委員会を設置した公共工事の発注機関^(注1)に所属していない委員をいう。

[参考] 品確法第7条（発注者等の責務）

第7条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。（以下略）

4. 課題論文

受験する資格に応じて、次のとおり論文を提出して下さい。他の受験者の論文等を模写したことが判明した場合は合格又は登録を取り消します。

受験資格と提出論文の種類

論文の種類	(論文1)	(論文2)	(論文3)	(論文4)
公共建築品確技術者 (I)	○	○	—	—
公共建築品確技術者 (II)	—	—	○	○

- ※課題論文 (論文1) : 公共建築工事の品質確保に関する論文
 (論文2) : 公共建築工事の総合評価落札方式等についての高度な知識に関する論文
 (論文3) : 公共建築工事の発注関係事務に関する論文
 (論文4) : 公共建築工事の品質確保に関する基本的知識に関する論文

1) 公共建築品確技術者 (I) 受験の場合

申請時に以下の課題論文 (2種類) を提出して下さい。なお、様式はホームページからダウンロードして下さい。

<p>(論文1) あなたの経歴で受験資格要件の <u>B要件にあたる経歴</u> (業務経歴証明書に記載のもので、1年以上の経験を有するものに限る。) のうち、<u>公共建築工事 (業務を含む) の品質確保に関して、あなたが特に関心を持って取り組んだ一事例 (例えば、工事又は業務の特性や地域の実情に応じた適切な入札契約方式や評価項目の選択、現場条件に応じて適切な技術投入又は工夫等により品質を確保した事例や、品確法に規定する発注者又は受注者の責務に留意した事例等) について、その事務又は工事 (業務を含む) の概要、直面した課題並びに課題に対してあなたがとった処置及びその理由についてできるだけ具体的に記述して下さい。</u> [B要件の経歴番号・立場について記号で記載の上、概要400字以内厳守 (320字以上)、課題・処置等2,000字以内厳守 (1,600字以上)]</p>
<p>(論文2) 公共建築工事 (業務を含む) の総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式 (価格以外の技術的要素について評価するもの。以下同じ。) における入札契約手続に関する課題及びその課題に対する改善策についてその根拠や理由を明確にした上で、あなたの考えを記述して下さい。 [2,000字以内厳守 (1,600字以上)]</p>

2) 公共建築品確技術者 (II) 受験の場合

申請時に以下の課題論文 (2種類) を提出して下さい。なお、様式はホームページからダウンロードして下さい。

<p>(論文3) あなたの経歴で受験資格要件の <u>A要件にあたる経歴</u> (業務経歴証明書に記載のもので、1年以上の経験を有するものに限る。) のうち、<u>公共建築工事 (業務を含む) の品質確保に関して、あなたが特に関心を持って取り組んだ一事例 (例えば、工事又は業務の特性や地域の実情に応じた適切な入札契約方式や評価項目の選択、現場条件に応じて適切な技術投入又は工夫等により品質を確保した事例や、品確法に規定する発注者又は受注者の責務に留意した事例等) について、その事務又は工事 (業務を含む) の概要、直面した課題並びに課題に対してあなたがとった処置及びその理由についてできるだけ具体的に記述して下さい。</u> [A要件の経歴番号・立場について記号で記載の上、概要400字以内厳守 (320字以上)、課題・処置等2,000字以内厳守 (1,600字以上)]</p>
<p>(論文4) 令和6年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」*について、<u>改正の目的と改正のポイント</u>を簡潔に記述して下さい。 [2,000字以内厳守 (1,600字以上)] ※改正品確法に関しては、下記ホームページに参考情報を掲載しています。 https://www.pbaweb.jp/business/quality_assurance/shikaku/</p>

3) 提出論文の一部免除

公共建築品確技術者 (II) の資格を有する者が、公共建築品確技術者 (I) の資格試験を受験される場合、「論文1」の提出が免除されます。

5. 受験手数料

受験手数料は、以下のとおりです。下段の()内の金額は、一般社団法人公共建築協会の個人会員の場合です。

資格区分	試験の方法		受験手数料(消費税込)
公共建築品確 技術者(Ⅰ)	論文免除 のない場合	書類審査、面接試験 論文審査(論文1、2提出)	16,500円 (11,000円)
	論文免除 のある場合	書類審査、面接試験 論文審査(論文2提出)	13,200円 (7,700円)
公共建築品確 技術者(Ⅱ)	書類審査、面接試験 論文審査(論文3、4提出)		16,500円 (11,000円)

※振込手数料は申請者のご負担となります。

※納付された受験手数料は、書類審査において受験資格を満たさない場合、あるいは面接試験を受けない場合においても返還いたしませんので、事前に受験資格を十分確認して下さい。

6. 面接試験

面接試験はMicrosoft Teamsによるリモート会議形式で実施します。面接試験を円滑に実施できるよう、安定したインターネット接続環境の確保をお願いします*。

面接試験では、受験申込み時に提出された業務経歴証明書、課題論文を基にその記述内容及びその理解度等について確認審査を行うとともに、公共建築品確技術者として必要な実務経験、知識、適格性等について口頭試問を行います。業務経歴証明書と課題論文は手元において面接試験に臨んでください。

※ インターネット接続環境の確保等について

- ・ご自宅の場合、部屋の位置や向き、曜日や時間帯でネット接続状態が変化する可能性があることにご注意ください。
- ・本資格試験のために土曜日の出勤やPC等機材の使用が認められるのであれば、職場での受験も可能です。
- ・ネット接続サービスを提供しているサードプレイス（コワーキングスペース、テレワークブース等）での受験も可能です。

インターネット接続に関する注意事項やお問い合わせ等に関しては、受験資格確認後に送付する「受験票」メールにおいて改めてお知らせいたします。

なお、いずれの場合でも、面接時間の30分間、静かな環境で一人だけとなる状態を確保してください。万一、面接試験中に他者との情報交換があったと認められた場合は、不合格となる場合がありますのでご注意下さい。

7. 合格者の発表

ホームページで合格者の受験番号を発表するとともに、受験者に合否の通知を送付いたします。なお、公共建築品確技術者の認定には、登録が必要となります。登録申請を行って下さい。

【ホームページ】 https://www.pbaweb.jp/business/quality_assurance/shikaku/



公共建築品確技術者資格試験合格者の 資格登録手続について

公共建築品確技術者の資格試験合格者は、電子メールで送信する「合格通知」に記載した手続に従って資格登録申請を行って下さい。

1. 登録申請の受付について

1) 受付期間

「合格通知」メールの受信後、速やかに登録を行ってください。

2) 登録手数料 4,400 円（消費税込）

登録にあたり、手数料の振込金受領書の画像データ（PDF 形式）が必要になります。

振込銀行：みずほ銀行 新川支店

預金口座：普通 No. 1052150

口座名義：一般社団法人 公共建築協会

※ 振込手数料は申請者のご負担となります。

※ 提出された個人情報等は、当協会の個人情報に関する基本方針に則り適切に保管し、試験の実施及び申込者との連絡の目的以外には使用しません。

※ 添付書類はパスワード等で保護して送信されることをおすすめします。

※ 受信確認メールを返信いたします。送信後 1 週間以内に返信がない場合は担当までご連絡ください。

3) 登録申請に係る留意事項

次に掲げる事項に該当する方は登録することができません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人。
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者。
- ③ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から 2 年を経過しない者。

2. 技術者証の交付について

申請書及び登録手数料振込みを確認後、簡易書留郵便にて技術者証を郵送します。

3. 登録の有効期限と更新について

① 今回の試験に合格して登録された方の公共建築品確技術者としての登録有効期限は、登録申請の時期にかかわらず、2030 年 3 月 31 日となります（2030 年 4 月 1 日に失効）。有効期間内に一般社団法人公共建築協会の開催する更新講習を受講することにより、登録を更新することができます。

② 更新講習の詳細については、改めてホームページ等で公表します。

③ 一般社団法人公共建築協会は、登録を更新しなかった方の登録を抹消します。ただし、登録の失効日から 1 年間については、規定の講習を受講し更新についての申請を行うことにより、登録の抹消を取り消し、再登録することができます。この場合、登録の有効期間は、1 年間短縮となります。

④ 一般社団法人公共建築協会は、登録者が次に掲げる事項に該当する場合には、登録を抹消するものとします。

一 前記 1 の 3) の各項に該当する事実が判明したとき。

- 二 資格試験、登録及び登録の更新に必要な書類等に虚偽があったことが判明したとき。
- 三 技術者証の改ざん、その他不正使用をしたことが判明したとき。
- 四 その他、公共建築品確技術者として著しく信用を失墜する行為等があったことが判明したとき。
- ⑤ 一般社団法人公共建築協会は、上記④の規定に基づいて登録を抹消したときは、遅滞なく本人に抹消理由を付して文書により通知するものとします。
- ⑥ 登録を抹消された方は、遅滞なく技術者証を返納しなければなりません。
- ⑦ ④の規定に基づいて登録を抹消された方は、抹消後3年間は資格試験を受けることができません。

問い合わせ窓口：品確技術者資格担当

一般社団法人公共建築協会 事業企画部 板橋、今井

TEL 03-3523-0382 FAX 03-3582-1827

E-mail hinkaku@pba.or.jp

URL https://www.pbaweb.jp/business/quality_assurance/



〒104-0033 東京都中央区新川1-24-8 東熱新川ビル6階